

## 第3期愛知県障害福祉計画素案の概要

### 第1章 計画策定の趣旨

- ・法定計画（根拠：障害者自立支援法）
- ・目的：障害福祉サービス及び相談支援並びに県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保

### 第2章 本県の現状

#### 1 人口構成

#### 2 障害者の状況

- (1) 身体障害者（手帳所持者）の状況
- (2) 知的障害者(手帳所持者)の状況
- (3) 精神障害者の状況
  - ア 手帳所持者
  - イ 公費負担医療の受給者数

#### 3 サービスの利用状況

- (1) 県全体の在宅サービス利用状況の推移
- (2) 在宅サービスの利用状況（障害保健福祉圏域別）
- (3) 居住系サービスの状況（障害保健福祉圏域別）
- (4) 通所系サービスの状況（障害保健福祉圏域別）

### 第3章 計画の基本的考え方

#### 1 計画の基本理念

県が県障害者計画と位置づける「あいち健康福祉ビジョン」に記載の「障害のある人が安心して暮らせる地域社会」の実現を基本理念とする。

#### 2 計画の基本的考え方

5つの考え方

- (1) 県内のどこでも必要な訪問系のサービスが受けられるようにする
- (2) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- (3) グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進する
- (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進する
- (5) 障害のある人が安心して暮らせる支援システムづくりを進める

### 3 計画期間

平成 24 年度～26 年度

### 4 市町村との連携

- ・県は、市町村との連携を図り、広域的・専門的な視点から支援を行う。
- ・圏域単位での平成 26 年度の障害福祉サービスの種類・量の見通しと、必要となる事業所数を年次ごとに見込む。（市町村と協働して作成・整備の推進）

### 5 区域の設定

- ・本県における障害福祉計画の区域は、障害保健福祉圏域とする（平成 24 年度から西三河南部圏域を東と西に分け、県内 12 圏域体制とする）。

## 第 4 章 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・計画上の地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指す。
- ・対象となる施設は、長期の入所が常態化していた旧体系の身体障害者療護施設（入所）、身体障害者授産施設（入所）、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）から移行した障害者支援施設（訓練入所を除く。）とする。

#### (1) 第 1 期、第 2 期計画の評価

- ・地域生活へ移行した人は、平成 20 年度(113 人)をピークに減少傾向
- ・地域生活移行者数の（H18～22 年度の）累計（407 人）は、目標値（640 人）を下回っている。主な理由は、下記のとおり
  - ・グループホームやケアホームなど地域における住まいの場が十分整備されていないこと
  - ・グループホームやケアホームにおける家賃補助など地域生活を支えていく仕組みが十分でなかったこと
  - ・障害の重い人が地域で暮らすための訪問系サービス等の整備が十分でなかったことなど
- ・平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の一部改正により、指定相談支援事業者が 2 つに区分（「一般」と「特定」）され、地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」が位置づけられるなど、地域生活移行・地域定着支援を行う体制づくりが進められている。

第 3 期計画では、

- ・特にグループホームやケアホーム、短期入所（ショートステイ）の量的拡充
- ・重度の障害の人の地域生活を支援する障害福祉サービスの充実
- ・地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実 が急がれる。

## (2) 目標値の設定

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数(A): 4,385 人

目標値:平成 26 年度末における施設入所者数(B): 3,946 人

H17.10.1~H27.3.31 の削減数(A-B): 439 人(10%削減)

H17.10.1~H27.3.31 の地域生活移行者数:1,316 人(30.0%地域移行)

## (3) 目標達成のために必要と考えられる施策

- ・グループホーム・ケアホームの整備の推進、人材の確保、利用者の金銭的負担軽減
- ・重度の障害のある人の地域移行策
- ・地域住民の理解の促進
- ・ショートステイ等の緊急時の対応体制の整備
- ・地域定着のための相談支援体制の充実

## (4) 本計画期間の取組

### ○入所施設の取組の強化

- ・施設入所中から移行後の地域生活を想定した生活訓練が重要。そのため、個別支援計画を策定するサービス管理責任者の質の向上に努め、施設の取組を支援する。

### ○住まいの場の確保

- ・グループホームやケアホームは、平成 26 年度末の定員数を平成 22 年度末の定員数の 2 倍とすることを目標とし、その整備を促進するため、整備に係る経費助成等を行う。
- ・グループホーム・ケアホーム利用者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。）に対し 1 万円を上限として家賃助成を行う。
- ・公営住宅等のグループホーム等への活用を推進
- ・市町村の実施する福祉ホームの運営を引き続き支援
- ・一般住宅へ入居する人への支援として、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）等の推進を図る。

### ○日中活動の場の確保

- ・NPO 法人などの多様な事業主体の新規参入などを促す。
- ・ショートステイは、量的な整備を促進する他、医療的ケアや精神障害対応など質的な拡充を働きかける。

### ○重症心身障害者の支援

- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者が地域で短期入所サービスを利用できるよう、事業所の受入れ体制の強化に助成を行う。

### ○地域における理解の促進

- ・地域住民の理解を促進するため、NPO との協働による講演会の開催などの啓発活動を実施する。

## ○地域生活の相談支援体制の整備・充実

- ・市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等からなる自立支援協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備が進められている。
- ・県は、相談支援に関するアドバイザーを設置し、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うなど相談支援体制の充実を進めていく。

### (5) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

- ・厚労省の改正基本指針案を踏まえ、本計画の計画期間である平成 26 年度までの各年度末における、本県障害者支援施設の必要入所定員総数は、次のとおり設定  
平成 24 年度：4,360 人  
平成 25 年度：4,293 人  
平成 26 年度：4,226 人

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

### (1) 第 1 期、第 2 期計画の評価

- ・本県の精神科病院の入院患者で、10 年以上入院している患者は、全体の約 30%
- ・県内には、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人が、H18.6 月末現在で、1,000 人いる。

### (2) 目標値の設定

#### ① 1 年未満の入院者の平均退院率

平成 26 年度における平均退院率を 76%とする（平成 20 年 6 月 30 日調査比で 3.2%相当分の増加）：国の平成 26 年度の目標値と同じ数値）

#### ② 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数

平成 26 年度における 5 年以上かつ 65 歳以上の年間退院者数を 人とする。（平成 22 年度の同退院者数より 20% 増加） \* 後日調査のうえ、人数を設定

（③認知症に関する目標値は、国の目標値の考え方の提示を待って後日設定予定）

### (3) 目標達成のために必要と考えられる施策

- ・精神科病院の入院者に対する退院に向けた啓発、家族の理解協力、病院と地域の連絡調整、地域移行後の支援
- ・グループホーム・ケアホーム等の住まいの場、ショートステイ等の計画的整備
- ・入院中から地域移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後の住居の確保等の支援
- ・精神障害のある人を対象とするサービス事業者や人材の確保、地域住民、事業者の理解協力
- ・移行後の医師等多職種からなるチームの訪問活動による地域定着のための支援

#### (4)本計画期間の取組

##### ○地域における理解の促進

- ・精神障害の基本的情報の提供や精神障害のある人との交流等を通じて正しい理解を深めるためのイベントや、偏見をなくすための講演会の開催

##### ○地域移行に向けた支援

- ・地域移行支援事業で得たノウハウを活用し、相談支援事業者による入院中の精神障害のある人のスムーズな地域移行への取組を支援

##### ○住まいの場の確保

- ・住まいの場の確保に関する、相談支援事業者の関係機関との連携の支援等

##### ○日中活動の場の確保

- ・地域間格差が生じている、精神障害のある人を対象とした日中活動の場の確保

##### ○地域定着のための支援

- ・病状が不安定になった時に適切な支援を行うため、医師を始め多職種のチームによる訪問活動を実施

### 3 福祉施設から一般就労への移行

#### (1)第1期、第2期計画の評価

- ・本県で福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成18年度126人、19年度169人、20年度165人、21年度161人、22年度308人と増加
- ・特別支援学校高等部卒業生の進路動向では、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっている（就職割合（H22）：愛知33.9%、全国23.6%）
- ・受入れ側となる民間企業の状況は、平成23年6月現在の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.59%と42.8%で、ともに全国平均（1.65%と45.3%）を下回っている
- ・このため、福祉・労働・教育等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害に関する理解を深めるとともに、障害のある人やその家族等に対しては、一般就労や雇用支援策に関する情報の提供を行い、障害のある人たちの一般就労を進めていく必要がある。

#### (2)目標値の設定

- ・厚労省の改正基本指針案では、平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行者数を、第1期計画時点の4倍以上とすることが望ましいとなっている
- ・第1期計画、第2期計画と、4倍を目標として一般就労への移行を推進したが、平成22年度には法定雇用障害者数の算定対象に短時間労働者が追加されたこともあり、過去最高の就労者数（308人）となった
- ・第3期計画も引き続き480人を平成26年度の目標として取り組む

平成 17 年度一般就労移行者数：118 人

目標値：平成 26 年度における年間の一般就労移行者数：480 人(H17 年度実績比 4 倍)

平成 26 年度末の福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数：4,500 人

平成 26 年度末の就労継続支援事業利用者に占める就労継続支援(A 型)事業利用者数：2,100 人

### (3)本計画期間の取組

#### ○一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

- ・福祉施設における一般就労に向けた取組を強化するため、生産活動の指導や職場探し、職場定着支援などの取組を促進する。

#### ○就労移行支援事業者の確保

- ・事業所や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業所の育成と確保を図る。
- ・障害のある人が職場に適應できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適應に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適應援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかける。

#### ○職業能力開発支援

- ・県の障害者職業能力開発施設において障害者のニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努める。
- ・企業、社会福祉法人、NPO 法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図る。

#### ○企業等に対する働きかけ・支援

- ・障害者雇用に対する事業主の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催などを行う。
- ・一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施する。

#### ○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

- ・障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保及び育成に努める。
- ・工賃向上のための取組を推進する。

#### ○労働関係機関の就労支援策の活用

- ・ハローワーク、愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの支援や、それらの機関が実施するトライアル雇用、ジョブコーチ、委託訓練事業等の施策を、障害のある方に活用していただくことが必要

#### ○関係機関の連携強化

- ・このため、愛知労働局や愛知障害者職業センターなど労働関係機関との連携を強化

し、地域における関係機関のネットワーク化を進める。

## 第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策

### 1 訪問系サービス

#### (1) 第1期、第2期計画の評価

- ・平成 21、22 年度の利用状況は、県全体では見込量を上回っている。
- ・居宅介護、重度訪問介護は全市町村に事業者があるが、行動援護は、小規模な市町村では事業者の参入がないところも多くある。
- ・医療的ケアに対応できる事業者が不足している。

#### (2) サービス見込量(／月)

	H22年度実績 (3月)	H26年度見込 (年平均)
訪問系サービス計	271,859 時間	417,871 時間

#### (3) サービスの確保策

- ・居宅介護の対象を三障害に拡充するよう働きかける。(精神障害のある人を対象とする事業所が不足)
- ・全ての居宅介護事業所が重度訪問介護事業を実施するよう働きかける。
- ・居宅介護事業者等に対し、行動援護事業・同行援護事業への参入を働きかける。

### 2 日中活動系サービス

#### (1) 第1期、第2期計画の評価

- ・生活介護及び就労継続支援事業 B 型が見込量よりやや多くなっている。
- ・就労継続支援 A 型は、平成 22 年度に事業所数が大幅に増加したことにより、見込量に対する実績が多くなっている。

#### (2) サービス見込量(／月)

	H22年度実績 (3月)	H26年度見込 (年平均)
生活介護	138,292 人日	258,181 人日
就労継続支援A型	20,548 人日	33,382 人日
就労継続支援B型	60,214 人日	98,426 人日

#### (3) 県が目標とするサービス提供量

- ・生活介護、就労継続支援(A・B 型)は、地域での自立した生活に不可欠なサービスであるため、平成 22 年度から平成 26 年度の 4 年間で提供量の倍増を目指す。

#### (4) サービスの確保策

- ・NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図る。
- ・ショートステイは、地域生活のセーフティネットであるため、入所施設等の空床利用などを促進し、基盤の充実を図る。

### 3 居住系サービス

#### (1)第1期、第2期計画の評価

・グループホーム・ケアホームは、サービス見込量に対し 94% 程度の設置率になっているが、入所施設から地域生活への移行を支える基盤の他、在宅等の人のニーズが高いことから不足感が特に強い。

#### (2)サービス見込量(ノ月)

	H22年度実績 (3月)	H26年度見込 (年平均)
グループホーム・ケアホーム	2,266人	3,555人

#### (3)県が目標とするサービス提供量

・グループホーム・ケアホームは、地域移行する人や在宅の人の自立ニーズの両面から必要不可欠な基盤である。また、他の都道府県と比較して人口当たりの整備率も非常に低く、市町村の見込量は事業者の現時点の整備計画を基に算定していることが多いことから、そのニーズは市町村計画の合計値より多いと考える。このため、県は平成 22 年度から平成 26 年度の 4 年間で提供量の倍増を目指す。

#### (4)サービスの確保策

・第4章の1の(4)に記載

### 4 相談支援

#### (1)第1期、第2期計画の評価

・相談支援事業所は増加し、地域の相談支援体制は徐々に充実されつつある。  
・しかし、専門的な相談支援は、専門員の力量に差があり、また、人員数も十分とは言えないことから、質の高い人材の育成が課題である。

#### (2)サービス見込量

・計画相談支援については、3年間で全ての利用者を対象とすることとして算定している。

#### (3)サービスの確保策

- ・相談支援従事者等研修事業を実施し、事業者の参入を促進する。
- ・基幹相談支援センターの設置を促進していく。
- ・圏域の相談支援体制を評価し、整備方策を助言する。
- ・アドバイザーを各圏域に設置し、広域的な支援を行う。

### 5 発達障害のある人のサービス利用

・改正障害者基本法、改正障害者自立支援法に基づき、発達障害のある人に対して、福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図ることが必要（アンケート結果は後日反映）



## 6 障害児支援サービス

- ・障害者自立支援法等の一部改正法により、児童福祉法に規定されることとなる障害児に係るサービスを提供する事業所については、適切に指定を行い、サービスの円滑な提供を図る。
- ・障害児に係る個別給付サービスの利用量については、現時点では利用実績がなく、適切に利用量を見込むことが困難であるため、平成 24 年度の利用実績を把握した上で、平成 25 年 8 月の施行が予定されている障害者総合福祉法（仮称）の成立に伴う本計画の見直しの際に、適切に見込む。

## 7 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)

### (1)圏域単位での地域特性及び課題

- ・圏域単位での地域特性及び課題を、訪問系、日中活動系、居住系の項目ごとに記述

### (2)平成 26 年度末までに不足するサービスの基盤整備

- ・自立支援協議会や圏域会議において、引き続き検証・検討を行い、サービスの基盤整備を進める。
- ・整備に当たっては、地域間の格差の是正を目指すとする「総合福祉部会の骨格提言」を踏まえ、取り組むことが求められる。

### (3)各圏域の現状と今後のサービス見込量

- ・各圏域ごとにサービス見込量等を記載

## 第 6 章 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質向上並びに指定障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

### 1 サービス提供に係る人材の育成

#### ○サービス管理責任者研修の実施

- ・サービス管理責任者の養成と質の向上

#### ○相談支援専門員研修の実施

- ・研修を実施し、人材確保や質の向上を図る。

#### ○福祉施設職員研修の実施

- ・福祉施設職員に対しては、県社会福祉協議会に委託して、研修を行う。
- ・平成 23 年度より開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施

#### ○福祉の場で働く人材の確保

- ・県社会福祉協議会の福祉人材センターを中心に、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に取り組む。

#### ○訪問系サービス従業者養成研修の実施

- ・養成研修事業者を指定し、人材の養成を行う。

## 2 サービス提供事業者に対する第三者評価

- ・県では、平成 16 年 9 月に県社会福祉協議会内に県福祉サービス第三者評価推進センターを置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいる。
- ・今後も、障害福祉サービス事業者に対し、指定事業者集団指導の場などで、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していく。

## 3 障害のある人の権利擁護

- ・平成 23 年 6 月に障害者虐待防止法が成立、平成 24 年 10 月から施行。
- ・障害のある人への虐待の防止など、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、諸権利の擁護についての取組を積極的に進めていく。

### ○サービス事業者に対する指導・監督

- ・サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるため、虐待防止に関する研修を新たに行うとともに、継続かつ定期的に指導・監督を行っていく。
- ・事業者において虐待が行われた場合には、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じる。

### ○市町村に対する助言・指導

- ・障害者自立支援法や障害者虐待防止法では、市町村の責務として、障害のある人たちに対する虐待の防止及びその早期発見、その他権利の擁護のために必要な援助を行うことが規定されている。
- ・県は、相談窓口職員を対象に虐待防止に関する新たに研修を行うとともに、市町村に対し必要な助言・指導を行う。

### ○適切な苦情解決

- ・各事業所では、苦情解決責任者等を置き、県社会福祉協議会には、運営適正化委員会が設置されるなど適切な苦情の解決が図られている。
- ・県では、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督や、運営適正化委員会の実効性の強化を図り、適切な苦情解決を促すことで福祉サービスに対する満足度の向上や虐待防止対策につなげていく。

### ○成年後見制度の活用等権利擁護の推進

- ・平成 12 年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な方を保護し、支援する成年後見制度が創設され、平成 22 年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされた。

・県では、成年後見制度の普及啓発や、成年後見センターの設置を促進するなど、権利擁護を図っていく。

#### ○偏見・差別の意識の解消

・講演会の開催等により、地域住民に対して、障害のある人たちに対する偏見・差別の意識の解消に向けた普及啓発を推進していく。

## 第7章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

### 1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業
- (3) 高次脳機能障害支援普及事業
- (4) 障害児等療育支援事業

### 2 広域的な支援事業

#### (1) 相談支援体制整備事業

##### ア 相談支援体制整備事業

・相談支援に関し圏域（名古屋市を除く 11 圏域）を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていく。

##### イ 県障害者自立支援協議会

・市町村の相談支援体制の充実のため、広域の見地から協議を行う場として、県障害者自立支援協議会を開催し、相談支援体制の状況を把握、評価していく。

・当協議会の協議結果に基づき、圏域を担当するアドバイザーを通して市町村に対し助言・周知を図っていく。

### 3 人材養成等その他の事業

- (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業
  - ・精神障害の理解促進やサービス利用計画の作成その他の必要な知識・技能の研修
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 手話通訳者養成研修事業
- (5) 要約筆記者養成研修事業
- (6) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (8) 盲人ホーム事業

(9) 身体障害者補助犬育成事業

(10) 障害者社会参加促進事業

ア 生活訓練事業（オストメイト 社会適応訓練事業、音声機能障害者発声訓練事業等）

イ 情報支援等事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等）

ウ 障害者IT総合推進事業

エ 社会参加促進事業

オ スポーツ振興事業

## 第8章 計画の推進

- ・ 障害者基本法の改正に基づき、**県障害者施策推進協議会**は、**県の障害者施策の実施状況の監視**という新たな機能を付加し、併せて名称も変更する。
- ・ 監視機能が適切に果たされるよう、実施状況について十分な報告を行う。
- ・ 県障害者自立支援協議会にも状況報告と意見聴取を行う。
- ・ 障害者自立支援法が廃止され新法が施行された場合などは、計画期間内であっても必要に応じて変更する